

第2期子ども・子育て支援事業計画 令和5年度進捗状況

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保の方策(令和5年度実績) ※概要版P7

※(注)見込値≠目標値

事業名	対象	内容	単位	R5年度計画書			R5年度実績			点検・評価	今後の方針
				ニーズ量の 見込 A	確保数 B	過不足 B-A	利用 希望者数 ①	利用者数 ②	過不足 ②-①		
① 延長保育事業	0歳児～5歳児	保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。 【町内4保育所で実施】	人 (実利用者)	87	87	0	81	81	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた	継続実施
② 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	小学1～6年生	保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。 【3箇所の学童クラブで実施】	人 (登録者)	212	190	-22	235	235	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた	継続実施 ※山鹿小学校学童クラブにおける入会者数増加の対応として、令和5年7月に山鹿公民館内に保育室を増設
	(1～3年生)			164			178				
	(4～6年生)			48			57				
③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	0歳～18歳の児童	保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。 【鞍手乳児院(鞍手町)、報恩母の家(岡垣町)で実施】	人日	1	1	0	14	14	0	2名(延べ14日)利用	継続実施
④ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	小学校就学前児童と保護者	乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。 【芦屋町子育て支援センター「たんぼぼ」で実施】	人回	9,066	9,066	0	7,499	7,499	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用制限を解除	継続実施 ※基本的な感染対策を継続
⑤ 1) 幼稚園、認定こども園の在園時を対象とした一時預かり事業(預かり保育)	3歳児～5歳児	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童(幼稚園、認定こども園在園児)を、幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業です。 【町内2幼稚園及び町外2幼稚園で実施】	人日 (延利用者)	5,445	5,445	0	3,345	3,345	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた	継続実施
⑤ 2) 認可保育所による一時預かり事業	0歳児～5歳児	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。 【町内1保育所で実施】	人日 (延利用者)	210	210	0	181	181	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた	継続実施 ※広報あしや等で引き続き周知を行う
⑥ 病児・病後児保育事業	生後4カ月～小学校6年生	保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気の回復時に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設で一時的な保育を行う事業です。 【遠賀中間医師会おんが病院で実施】	人日 (延利用者)	20	20	0	37	37	0	令和5年4月から利用料の無償化(県事業) 遠賀・中間1市4町合計の延べ利用者数164人のうち、芦屋町は37人 ※水巻町60人、岡垣町59人、遠賀町6人、中間市2人	継続実施
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児～小学校6年生	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	人日	15	0	-15	-	-	-	※事業未実施	※実施について検討
⑧ 利用者支援事業	妊婦、産婦、子育て期の人やその家族	子どもやその保護者が、幼稚園や認可保育所等での教育・保育や一時預かり、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるような支援する事業です。 【芦屋町子育て世代包括支援センターで実施】	か所	1	1	0	1	-	-	平成29年3月に健康・こども課内に「子育て世帯包括支援センター」を開設し、相談対応や情報提供を実施している。同センターでベビー用品のレンタル事業を実施している	継続実施 ※乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの機会ごとに子ども・家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげていく
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	0歳児とその母親	保健師・助産師が生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発達や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。 【町の保健師が実施】	人 (延利用者)	84	84	-	59	59	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※長期里帰りの場合を除き、出生児については全戸訪問し、児の状況確認、必要な情報提供等を行った	継続実施
⑩ 養育支援訪問事業	児童やその家庭	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 【町の保健師が実施】	件	20	20	-	25	25	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた	継続実施 ※健診や訪問時に気になる世帯を対象に相談支援を行った。利用見込より実績は増えており、子育て世帯の核家族化や未婚妊婦の増加により、今後も増加が見込まれる
⑪ 妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 【町で14回分の健診受診料を負担し、すべての妊婦に健康診査の受診を促進】	人 (延利用者)	1,054	1,054	-	718	718	0	※妊婦の受診延べ回数 「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた ※令和5年度は全妊婦が健診を受診しており、そのうち94%が健診を10回以上受けることができています。計画策定時点より、母子手帳交付数が減っており、それに伴って妊婦健診受診者数も減少している	継続実施 ※受診回数の少ない妊婦は問題を抱えやすい傾向もあるため、妊娠期からの支援を行っていく